

議案第 20 号

三朝町生活文化センター・町立みささ図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町生活文化センター・町立みささ図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 24 年 3 月 5 日

三朝町長 吉田秀光

三朝町生活文化センター・町立みささ図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町生活文化センター・町立みささ図書館の設置及び管理に関する条例（平成2年三朝町条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

改正後	改正前
(協議会の設置等) 第5条 略 2 略 3 <u>委員は、次に掲げる者のうちから教育</u>	(協議会の設置等) 第5条 略 2 略

<p><u>委員会が任命する。</u></p> <p>(1) <u>学校教育及び社会教育の関係者</u></p> <p>(2) <u>家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p> <p>(3) <u>学識経験者</u></p> <p><u>4</u> 略</p>	<p><u>3</u> 略</p>
--	-------------------

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。